

かたくり通信

題字 by Saijo

福井から原発を
止める裁判の会

SINCE MAY 2012



◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町14-1まで

『かたくり通信 52号』の発送準備中の3月15日に大阪高裁で美浜3号機にかかわる重大な仮処分決定が出されました。この訴訟の申立人であり、本会事務局員でもある山本雅彦さんが起草した裁判の会としての声明と新聞記事をお届けします。

老朽美浜原発3号機運転禁止仮処分の大阪高裁による即時抗告棄却決定に抗議する

2024年3月16日

福井から原発を止める裁判の会

3月15日、大阪高裁第11民事部(長谷川浩二裁判長、原司裁判官、大河三奈子裁判官)は、福井、滋賀、京都3府県の住民らが、美浜原発3号機の運転差し止めを求めている仮処分事件の即時抗告審で、住民らの即時抗告申立を棄却した。

住民側弁護団の井戸謙一共同代表は、決定後の記者会見で「人間の知力・知識をもろともしない自然の力で起こった能登半島地震があり、原発の脆弱性を踏まえた決定が出るのではないかと期待していたが、大変残念で不当だ。全般的な印象として、住民の主張にケチをつけられるところを探して、ことごとく否定した決定だ」と述べた。

住民側が、最重要争点とした震源ごく近傍地震動の問題で大阪高裁は、原発敷地と活断層の距離を「何km」とするかについて、新規基準には書かれておらず、原発サイトごとの個別の判断にゆだねられると判断。その根拠は、熊本地震で短周期地震動が出たとは評価されていないというだけで、美浜原発でも震源ごく近傍だと規制委員会が考えなかったことは合理的だとしている。裁判で住民側は、震源ごく近傍は「数km」だとする専門家の多くの論文を証拠として提出したが、高裁は双方が提出した証拠を重視せず軽視し、熊本地震の評価だけを根拠に結論を出した不公平な決定である。

原発の避難計画の問題では、能登半島地震で若狭の多くの住民が揺れや津波の恐怖を体験し、避難した。しかし、地震と原発事故の複合災害のときには、屋内退避や避難など避難計画は全く機能せず、被災した住民は被ばくを強いられることが明らかとなった。しかし高裁は、原発事故が起こるといった具体的な危険が証明されないと、避難計画の合理性があるかどうか、そもそも争点にすらならず、判断する必要もないと退けた。原発の運転はそれ自体が住民の生命と健康に害を及ぼすものであるから、許可を得て運転する仕組みになっている。原発の安全性は、第1層から第5層の防護階層で確保されるもので、それぞれが独立して有効に機能しなければならない。しかし、第5層の避難計画は全く機能していない。原子力災害から国民の生命、

身体及び財産を保護することを目的とする原子力災害対策特別措置法にも反する内容で、極めて不当な決定である。

運転開始から40年以上経過した原発の老朽化問題をめぐる高裁の判断は、過酷な環境下で長期間運転されているにもかかわらず、新規制基準が定める対策に不合理な点はなく、特別点検でも原子炉容器などに欠陥や劣化は認められなかったと確認されているとして、相手方の主張をなぞるような内容となっている。しかし、決定では、使用されている材料等設備の経年劣化が懸念されることは否定できないとも述べており、膨大な機器や配管で構成される原発の老朽化による重大事故が起きることができず、決定は誤りである。

私たちは、このような不当な決定を認めることはできない。福井地裁で、3月中にも出される仮処分決定が棄却されることがあっても、本訴も含め脱原発のたたかいを続けていくことを表明する。

美浜3号機差し止め認めず

老朽対策を評価

2024.3.16
朝日

大阪高裁抗告棄却

運転開始から40年超の老朽原発として稼働する関西電力美浜原発3号機（福井県美浜町）を巡り、地元住民らが求めた運転差し止めの仮処分について、大阪高裁（長谷川浩一裁判長）は15日、申し立てを退けた大阪地裁決定を支持し、住民側の即時抗告を棄却した。

原発の運転期間は、2011年の東京電力福島第一原発事故を教訓に「原則40年」のルールができたが、原子力規制委員会が認めれば最長20年延長でき、美浜3号機にも適用された。福井、京都、滋賀の住民7人は「老朽化で重大事故の可能性が高くなっている」として運転差し止めを求めた。高裁は、22年12月の大阪地裁決定を踏襲。老朽原発を理由に「新規制基準に不合理な点は見いだせず、基準以上に安全性を厳格、慎重に判断しなければならぬ事情はない」とした。また、関電が基準に沿って特別点検



大阪高裁前で「不当判決」と書かれた旗を出す原告団＝15日午後1時37分、大阪市北区、小宮路勝撮影

や劣化の生じやすい部品の交換などを実施している

るとし、「対策はとられている」と判断した。住民側は、1月の能登半島地震で多くの家屋被害が出たことを踏まえ、原発事故時の避難方法に「屋内退避」が盛り込まれている点を「欠陥だ」とも主張した。しかし高裁は、住民側が原発の安全上の問題を立証できていない以上、避難計画の不備については「検討するまでもない」と退け

「福島原発の教訓に反する」

住民側が批判

決定を受け、住民側は大阪市内で記者会見し、弁護団の北村栄弁護士は「我々の主張がことごとく退けられた結論ありきの決定だ」と大阪高裁を強く批判した。避難計画を巡る高裁の判断について、河合弘之弁護士は「事故は起きないから避難計画を考えなくても良いというのか。福島原発事故で得た『科学に絶対はない』という教訓に反する」と疑問を投げかけた。

一方、高裁決定は1976年に運転を開始した美浜原発3号機について、「経年劣化の懸念は

否定できない」と言及した。弁護士は「危険な老朽原発は今後さらに増える。次の裁判につなげた」とした。地元自治体は決定を冷静に受け止めた。福井県美浜町の戸嶋秀樹町長は「妥当な判断。電力事業者は、緊張感をもって運営管理を徹底するなど、安全・安心の確保に取り組んでほしい」とコメントした。関西電力は「主張を裁判所に理解された結果。引き続き安全性・信頼性の向上に努め、運転・保全に万全を期していく」との談話を出した。（山本逸生、佐藤常敬、小田健司）